

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額については 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 7 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 38 年 10 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に勤務し、平成 14 年に退職するまで継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

証拠書類等は、退職時に廃棄処分して無いが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の継承会社である B 社及び事業を所管する C 事業所が保管する申立人の「履歴カード」によると、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日から D 事業所の職員に任命される直前の同年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで、A 社の辞令を交付され、勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、E 養成所に昭和 39 年 1 月 9 日に入学し、同月 24 日をもって修了したが、養成所への入学に際して申立事業所を離職し、修了後も 1 週間ほど自宅待機の後、改めて同年 2 月 1 日に申立事業所の辞令交付を受けて勤務したと供述している。

さらに、C 事業所へ照会したところ、「申立人は、勤務先の異動も無く、採用

前提の身分と推認され、昭和 39 年 2 月 1 日に A 社勤務の辞令を交付されて厚生年金保険に加入していたものに相違ない。」と回答している。

加えて、申立期間に A 社において勤務していた同僚は、「養成所に入学し、昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。正式採用された 39 年 4 月から試用員、約 2 か月後に職員となった。」と供述しているところ、当該同僚は社員となった 39 年 4 月に再度資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの標準報酬月額については、A 社における申立人の「履歴カード」の記録（同年 2 月 1 日の発令時の日給 472 円）から判断して、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、C 事業所は、「申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで厚生年金保険に加入していたと考えられ、事業主である A 社も保険料を納付していたはずである。」と主張するものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、養成所の研修修了後、昭和 39 年 2 月 1 日に A 社勤務を発令されるまでの 1 週間ほど、勤務していなかったと供述しており、C 事業所側も「当時、研修期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答していることから、申立期間のうち、同年 1 月 7 日から同年 2 月 1 日までは厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月31日から13年1月1日まで

私は、平成11年4月1日から12年12月31日までA社に正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年12月31日となっている。正しい資格喪失日は13年1月1日だと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する辞令書により、申立人が平成12年12月31日に申立事業所を退職したことが確認できる。

また、A社から申立事業所の業務移管を受けたB社が保管する厚生年金基金加入員資格喪失通知書を見ると、被保険者資格喪失年月日が平成12年12月31日から13年1月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金に前記の厚生年金基金加入員資格喪失通知書に係る被保険者資格喪失年月日の訂正の経緯について照会したところ、「当初、A社から資格喪失年月日は平成12年12月31日で提出されてきたが、同社の社会保険事務担当者に連絡し、当該日付は誤りであることを確認の上、退職日の翌日である13年1月1日に日付を訂正して、複写式の控えを同社に返送した。」と回答している。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

前記の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成 12 年 12 月 31 日を申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、一般事務の補助としてA事業所に勤務した。年金事務所に厚生年金保険被保険者の期間照会をしたが、申立期間における被保険者記録が無いと回答された。給与明細書等の証拠書類は無いが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していた元同僚の供述により、時期は特定できないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所総務課に照会したところ、当時の勤務記録の資料が無く確認できないことから、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人が申立事業所で一緒に働いていたとして名前を挙げた元同僚二人の厚生年金保険被保険者記録をオンライン記録で確認したが、申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、「A事業所」を含めオンライン記録で類似名称の事業所を検索したが、申立期間に厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から51年2月28日まで
ねんきん定期便をチェックしていたところ、A社に営業職として勤務していた期間について、支給されていた給与額に標準報酬月額が見合っていないことに気が付いた。

申立期間の給与は基本給15万円に、営業成績に応じた歩合給を合わせて月額約35万円から40万円は支給されていたはずであるにもかかわらず、標準報酬額は最も高いときでも16万円となっており納得がいかない。

申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額について、A社の元事業主に照会したが、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料を保管していないことから、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた複数の元同僚に照会したところ、「当時、会社では基本給と歩合給のうち、基本給の部分だけが厚生年金保険の対象だったと思う。自分についての標準報酬月額の記録は当時の基本給の額についての記憶とほぼ一致している。」旨供述しており、当該事業所における代表取締役等の役員を含め、申立人と同時期に勤務していた者の標準報酬月額の記録を見ると、申立人が主張する標準報酬月額で記録されている者は一人も確認できない。

さらに、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同職種であったと思われる複数の元同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり著しく低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。